

## 第 9 3 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日 ( 月 ) 1 3 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

場 所 アピア 1 5 階 アピアホール

出席者 ( 委員 ) 松本 ( 誠 )、川谷、法西、村岡、長峯、岡田、加藤、草薙、佐々木、谷田、田村、土谷、  
中川

( 河川管理者 ) 松本、土居、野村、古高、杉浦、長田、長尾、志茂、吹田、岩間、前田、伊藤、平塚

( コンサルタント ) 富士川、横江、釜谷

内容 ( 協議結果 )

### 1 河川整備計画(原案)の検討状況について

県より、河川整備計画(原案)の検討状況について、協議調整に時間がかかっており、現時点では、原案提示の時期を明らかに出来ないという説明があった。

流域委員会開催日の事前公表は、傍聴希望者に配慮し、原則として開催日の 1 ヶ月前とすることを確認し、今回のように、県の協議調整上、やむを得ない場合でも 2 週間程度以前には公表するよう、要請した。

( 主な意見等 )

・流域委員会の開催日は、傍聴希望者が出席しやすいように、少なくとも 1 ヶ月前には予告すべきである。今回は、協議調整上、やむを得ないと判断するが、それでも 2 週間程度以前には公表してほしい。( 委員 )

### 2 既存ダムについて

県から、「既存ダムの活用」(資料 1)により、利水専用ダムを治水活用する際の施設管理者の同意についての説明があった。

( 主な意見等 )

・第 92 回運営委員会の委員からの質問を受けて、資料-1 について説明。( 県 )

Q1 資料に利水ダムを治水活用する際には、河川管理者が施設管理者の同意を得たものに限る、とあるが、県と市の協議でしか治水活用について検討できないことになるのか。委員が直接、市と交渉できないのか。委員の意見はどこで反映することができるのか。神戸市との話し合いは県がしているのだから、委員がこの場で県に意見することが、神戸市と協議するのと同等となるのかどうか明確にしてもらいたい。( 委員 )

A1 資料に示している下線部分は、河川管理者のみが施設管理者と協議ができることを指しているのではなく、施設管理者の同意を得て河川管理施設にできることを指している。市との協議は法律に縛られずに誰でも出来る。協議ができないとのことご意見は、誤解ではないか。( 県 )

・先ほど、委員が指摘したことは、神戸市ので承を得られず既存ダムの活用ができない状態で原案が作成されるとしたら、県が既存ダムの活用について市と協議する際に、既存ダム活用が可能な根拠や条件等をどれだけ示したのかという交渉内容を明確にしておいた方が良いということである。( 委員 )

・これまで、この場でデータ等の提示を求めているが、どのような根拠やデータを神戸市に示して協議して、答えが出ているのかどうか分からない。数年前の有収率がどうなのか、それが合理的な値なのか検討することによって治水容量が生まれ出せないかと考えている。以前に一度、水道事業者に集まってもらったが、そのとき以来、直接データをもたらしたことが無い。委員の意見が、採用されるレベルにあるのかどうかを確認するには、どうしたらよいかという観点から、市と協議ができないのかと質問をした。結局、我々の意見は反映されないことになってしまうのではないかと懸念している。( 委員 )

Q2 武庫川流域委員会では流域住民の意見を聞く目的でリバーミーティング等を開催してきた。治水活用の対象となっているダムに関係のある水道の受水者は、武庫川流域以外の人ほとんどである。その人たちの意見を聞く必要があるのではないかと。こういう場合は、流域という概念を変えた方が良くはないか。

(委員)

A2 委員の言われるとおり。神戸市の場合、流域住民のことだけを考えているのではない。(県)

- ・受水者ならば、流域住民と同じく、意見をいう機会があっても良いのではない。(委員)
- ・受水者の意見を聞くというのは、少し考えがずれていると思う。千叡ダムの治水活用をすることにより水道供給に支障が生じてはいけませんが、千叡ダムの水を給水しているところにダイレクトにリスクを与えるということではない。だから、我々は水の融通の話をしているのであって、神戸市全体あるいは広域的なエリア全体で水の融通ができるかといっている。そのエリアだけで意見を聞く必要はないと思う。(委員)
- ・給水エリアの人の意見を聞く場があっても良いのではない。(委員)
- ・エリア内に限定されたものではないし、広域的な融通を考えている。ある意味、供給者責任の話であるから、給水エリアの人に意見を聞くことは、本質的な問題と違う受け取り方をされて、むしろ誤解を与えるだけである。(委員)
- ・青野ダムは武庫川流域内だけでなく流域外にも水を供給している。昨年、青野ダムの事前放流の実施にあたっては、住民への説明はしていないが、流域内だけではなく、青野ダムに関連している市には事前に説明している。当然、流域外の住民も無関係ではない。利水は、流域以外にまたがっているのは事実なので、市民の意見を聞く必要があるかどうかは議論してもらってもよいと思うが、意見を聞く際には、関係市への説明及び了解も必要である。(県)

・武庫川流域の水を流域外の人を使うことに反対しているのではない。利水ダムで水需給を整理したら、あるいは合理的な水融通システムを導入すれば余分な水が出るだろうと思う。その余分な容量を治水へ活用することを前提にして話をしている。大阪府では水道全体を見直して供給量を減少させた。千叡ダムを対象にしてそういう水需給の見直しをやっているのかどうかが見えてこないの、そうしたことを整理する意味で、有収率とか負荷率についての話をしている。その前提として、このようなことが県と水道関係者の間で話ができている、この場で聞かせていただけるような結果になっているのかどうかの問題である。(委員)

Q3 原案が出来てから時間をかけて説明するようなことがないように合理的に進めるべきである。委員の指摘内容は県としてデータを整理しているのか。(委員)

・合理的な水需給システムの検討をしているのか。水の融通性について具体的にどう考えているのか分からない。(委員)

A3 ダムだけの評価ではなく、範囲を広げてチェックしている。指摘に対して忠実に確認をしているが、見ていただけていないので齟齬があるのかと思う。有収率の関係については、配管の老朽化等で100%水が供給出来ていないのが現状である。100%供給出来る技術基準があれば採用できると思うが、そのことについては検討していない。(県)

・有収率については、この数十年間全国的に値が同じである。漏水だけでなく消火用水等も含まれると思うが、この数値についての説明がない。(委員)

・有収率を向上する検討は行っていない。向上するための方法が想定できない。(県)

・有収率を100%にすることも必要だがそれだけを言っているのではない。(委員)

・整備計画原案が出た時の審議の進め方を検討しなければならない。委員会の提言と整備計画の内容が異なるのであれば、その根拠の開示を求めることになる。水の融通や需給に支障があるから治水活用できないと市が言った時に、委員が納得できるような判断基準を説明してもらい必要がある。それでなければ審議は進まない。(委員)

・関心は千叡ダムを利水から治水に転換することにある。これまでの説明では、改造等の話があったのに管理者である神戸市の同意を得るのが困難、したがって、河川整備計画を作成するにあたり、確定的な検討が出来ない、というニュアンスに受け取られるがそうではないのか。(委員)

・千叡ダムを中心とした水道用水のデータが過去のどの運営委員会で提出されたのか教えて欲しい。それを以って再度検討させていただく。(委員)

・代替策が可能かどうか、がポイントである。最大のポイントは、水道事業に対する影響があるかどうかである。水需給バランスや融通が重要となる。また、技術的・費用的に可能であるかということである。(委員)

### 3 武庫川峡谷環境調査について

県より、「戦略的環境アセスメント」（資料2）、「武庫川峡谷環境調査」（資料3）、「福知山線の沿革」（資料4）について説明があった。

戦略的環境アセスメントについては、正式な手続きとしては実施していないが、流域委員会の提言基本方針の検討と策定 整備計画の策定へ向けて委員会と県が重ねてきたプロセスは、実態として戦略的環境アセスメントに近いものであり、そのプロセスを尊重して流域委員会の審議につなげていくことを確認した。

武庫川峡谷環境調査については、整備計画の審議をスムーズに進めるためにも、調査の仕様書を全て提示し、調査内容を明らかにするよう委員会から要請があった。

（主な意見等）

#### (1)戦略的環境アセスメント

- ・第92回運営委員会の委員からの意見を受けて、資料-2について説明。（県）
  - ・戦略的環境アセスは政策段階・計画段階のアセスであり、現在行っている環境調査は戦略的アセスではなく事業アセスにあたるものである。即ち政策段階は基本方針、計画段階は河川整備計画である。戦略的アセスは事業アセスより前の段階で実施するものであるが、県は事業アセスを先行してしまっている。事業アセスの前に整備計画段階で戦略的アセスを実施すべきだ。その上でダム建設以外の計画も検討して、ダムの必要性を検討すべきものだ。埼玉県の戦略的環境影響評価実施要項は参考になると思う。河川整備計画の立場からどういうアセスが必要か再検討してもらいたい。（委員）
  - ・国では戦略的アセスの制度が出来ているが、県は検討中の段階である。県で制度が出来れば制度に従い戦略的アセスを行うと以前説明している。峡谷環境調査については、過去の流域委員会で新規ダムによる環境影響の判断材料がないため妥当性が判断できないという指摘を受けて調査・検討を行っているものである。事業アセスについては、平成12年に実施した概要書の手続が前半部分で、仮に新規ダムが整備計画に位置づけられて進めていこうということになれば準備書の手続に入り、それが事業アセスの後半部分になる。（県）
  - ・環境調査の実施を否定しているのではない。ダムの必要性を検討した結果、ダムが必要という結論となった上で実施するのが事業アセス。事業アセスを戦略的アセスより前にやっていることがどうかということだ。戦略的アセスをやろうという姿勢がないのではないか。整備計画の中ではそういう姿勢で議論をしたいと思っている。戦略的アセスをやれば、洪水調整施設の効果量910 m<sup>3</sup>/sの配分も変わるのではないか。（委員）
  - ・武庫川の環境調査は戦略的アセスの段階で実施していると理解している。県で戦略的アセスが制度化されれば、新規ダムはうまくタイミングに乗っていたかもしれない。ちょうど良い機会だったと思うので残念である。整備計画が出る前の段階で、環境調査の結果をオープンに議論されるならば、戦略的アセスまでいなくても、それに近いことは出来たのではないか。整備計画がもう出てくる段階に至っては仕方がないが、県が環境調査を戦略的アセスとして利用しようとは思わなかったということである。（委員）
- Q1 環境省と国交省のガイドラインが出ているが、両者の考え方は折り合っているのか。（委員）
- A1 環境省のガイドラインを踏まえて、関係省庁で所管の事業についてガイドラインを作ってもらおうこととなっている。各省の連携は取れているはずである。（県）
- ・これまでは事後評価、中間評価が中心であったが、事業前の事前評価を実施する流れになってきている。環境アセスの議論は、事前か事後かだけでなく、計画段階でも河川なら基本方針、整備計画、実施計画という段階がある。どの段階でアセスをやったらいのという部分の折り合わせが出来ていないと思う。私のイメージでは、戦略的環境アセスは基本方針で基本高水を決めて、どういう政策手段に分けていくかという時に実施すべきと思う。今回は県で制度化されていないため間に合わなかったということだが、この3年間で議論のタイミングがあったと思う。ガイドラインがない段階でもトライしてもよかったと思うので残念である。（委員）
  - ・環境省の戦略的アセスのガイドラインには参考資料として、動物植物生態系の中にラムサール条約に基づく登録簿に指定された湿地等と記載されている。ラムサール条約の中では水田も湿地に含まれている。水田に対して環境対策として検討すべきではないかと思う。（委員）
  - ・委員会が設置されて、ゼロベースから議論が始まったので、確かに手続きとしては戦略的アセスではないが、

ポジティブに捉えればプロセスとしては近いことをやってきているのではないかと思う。ノーアクションも含めて政策手段として武庫川流域にとって何が適切なかを議論することは少なくともやってきた。それが提言書から、基本方針、整備計画へと続くプロセスだと思う。戦略的アセスではないと言われると、そうあるべくプロセスを重ねてきたのではないかと言いたい。ノーアクションを含めた選択肢を議論してきたプロセスであり、そのプロセスを最後まで全うしませんかと前向きに申し上げて、整備計画原案の委員会審議に繋げたい。(委員)

・この3年間のプロセスが重要であり、その中で実態的には戦略的アセスとしての検討を重ねてきた。その結果として出された原案を検証するのが流域委員会の場であるため、その検証に耐えうるような説明及び、その説明を裏付ける資料提供が行われなければならない。(委員)

## (2)武庫川峡谷環境調査

・第92回運営委員会の委員からの意見を受けて、資料-3について説明。(県)

Q1 環境調査の仕様書はこれで全部か。(委員)

A1 環境創造協会の仕様書は全て出している。(県)

Q2 前回の委員会の指摘は、調査内容を全て明らかにしてもらいたいという意図ではないのか。(委員)

A2 前回の委員会資料の詳細を知りたいという委員からの要望を受けて今回の仕様書を提示している。(県)

・何を求めているのか意を汲んでほしい。調査結果の議論は原案提示後としているが、調査内容の全貌は明らかにしてほしい。まだ出していない仕様書があるというなら提示したほうが、後の審議のことを考えると有効ではないかということは申し上げておく。(委員)

・レクリエーションに関する調査結果の利用の種別と延べ人数において、渓谷の利用の主目的はハイキングなのに除いている。利用者数とあまりにも乖離があり、一見利用者数が少ない印象を受ける。散歩とハイキングの違いは何か。写真撮影・景観眺望・休憩はハイキングに含まれるのではないか。項目分けを再検討して作成してもらいたい。(委員)

・移動する利用者の利用目的を判断するのは難しいため、この調査では利用者が足を止めて一定時間を過ごす行為に着目して調査を行い、移動そのものが利用目的であるハイキングは対象外としている。(県)

・ハイキングを除くのがおかしいのではないか。最後にハイキングが最も支配的と記述がある。意図的に少ない利用者数にしているように見える。(委員)

・この調査は利用傾向を示しているのではないかと思うので、これでいいのではないか。(委員)

・環境調査の位置づけを踏まえて議論しないといけなないので、この内容だけを取り上げて議論はできないし、する場でもない。原案が出てくるまでに内容を磨いておいてもらいたい。(委員)

## (3)福知山線の沿革

・前回の運営委員会での要請により調査したが、県と旧国鉄との間で交わした福知山線廃線敷きに関する協定書等の文書は、なかった。廃線敷きに関する区間の複線電化は、昭和61年に開業しており、昭和62年に民営化される前の国鉄に対しては、当時、県は要望する立場に過ぎなかった。(県)

## 4 流域連携について

県より、流域連携について、主体は、住民・NPO等であり、行政はそれをサポートする立場であるという考え方が示された。

委員会としては、県の考えに具体性がなく積極的な姿勢が乏しいことから、他河川の事例を参考にし、武庫川では具体的に何をすべきかという課題整理をしたうえで、河川整備計画原案を作成するよう要請した。

(主な意見等)

・活動の主体は、地域住民、NPO、企業であり、行政はそれをサポートする立場である。川づくりの活動主体の基本は、住民一人ひとりであると考え。行政は、これを支援するため、これまでも、イベントの開

催、アドプト事業、広報誌やホームページによる広報などで、情報提供などに努めてきた。(県)

- ・河川整備計画の実施状況のフォローアップに関しては、行政と住民のパートナーシップにおいて新たな住民組織をつくること、事業の進捗状況に応じて生じる諸課題に対して議論できる体制をつくること、という減災対策検討会における二つの意見を踏まえて検討しようと考えている。(県)

Q1 阪神北県民局の地域ビジョン委員会に、水や環境のグループがある。そこで情報交換した時に、武庫川の計画づくりのことなどについて、認識されていないことがわかった。市民活動に対する県のフォローがされていない。もう少し、県としてやるべきことがあるのではないかと思うが、県の考えはいかがか？(委員)

A2 情報の発信については、今後、行うべきことがあると思う。(県)

- ・流域連携はあくまで住民が主体であり、県はサポート役であるということを本当に整備計画原案に記載するのか。サポートするというが、具体的に何をするのか？ 原案が公表された時にも具体的内容がないようであれば困るので、県職員が研修するためのワークショップを早急に開くべきだ。(委員)

Q2 例えば、我々が主体となって、流域連携や川づくりについてフォーラムを開催する時に、県はどの程度のサポートをしてくれるのか？(委員)

A2 具体的内容を聴かせていただいた上での話になるが、PRしていこうという思いは県も同じなので、参加してPRしていこうという気持ちである。東園田地区から武庫川のことで出席を依頼された時には資料を作成し、パネリストとして説明をした。県は、NPO等の活動を紹介するツールを持っているので、そういう支援も行っていける。(県)

- ・加古川流域で流域連携として県民局が何をやっているか知っているのか？ 県内でも他の河川流域で県は多様な流域連携活動に積極的に取り組んでいる。県は、河川に関して県民局が行っている施策を全て調べて、その実態を提示して考え直してほしい。(委員)

Q3 シンポジウムを行った時に県に助成金を申請したが、レベルの違う団体に助成され、もらうべき団体にまわってこないこともあった。(委員)

A3 県の助成金を、平等な立場で利用してほしい。他の機関による各種助成金も受けるようにしてほしい。県は、特定団体に助成金を出すことは出来ない。(県)

Q4 裏付けなしに助成金を出すことができないからこそ、流域連携におけるパートナーを河川整備計画に位置づけるべきである。千種川では、千種川圏域清流づくり委員会をパートナーと定めて、県が援助している。武庫川で、どうしてできないのか？(委員)

A4 千種川では、立ち上げ当初から県が支援しているが、未だ自立できていない。自立できないのは、行政の支援があるからではないか。武庫川では、当初から自立して行ってほしいと考えている。(県)

- ・住民運動の自立と県の援助は相反するものではない。情報共有や話し合いができる、ということが重要であると思う。勝手にやってくれ、という姿勢は問題である。行政が住民と一緒に考えてやりましょうという姿勢が、県には不足しているのではないか。(委員)

Q5 意見書(資料7)に示しているように、流域連携にはさまざまな分野があり、全てを実施することは難しくても、出来ることから県、市、住民が連携してやっていく必要があると思うが、県の考えはいかがか？(委員)

A5 減災対策の中で、武庫川の治水面でのリスクを示していくことを、連携のきっかけにしたい。流域連携を進めることについて、県と委員は同じ方向を向いていると思うが、補助金の支出における確執が問題となっているような気がしている。(県)

A5 全て手弁当というものなのかどうか。(委員)

A5 補助金は無理だとしても、資料づくりなどは分担できる部分があると思う。(県)

A5 流域連携は補助金の話ではない。流域連携という大きな枠組みの中で、資金をどうするかということは課題であることは事実であるが、それが全てではない。流域連携という大きな枠組みを考えて欲しい。県はそこを理解できていない。流域連携の勉強会を実施した方が良いと思う。(委員)

- ・三田のルネッサンス懇談会を阪神北県民局が行っているが、それらの活動団体の間をとりもってやっていこうという発想はないのか。(委員)

- ・県スタッフが全員参加できる日程を調整して 12 月中に有志で勉強会をやってはどうか。県が、県行政と流域諸団体とが関係した川に関する施策について調べたものをネタにする。(委員)
- ・河川整備計画原案を作ったら、それを実行していく過程で、住民の協力がないと進められないと思う。そこで、県は、住民と協力するプロセスをリストアップする作業をして、それを原案の中に書いてもらいたい。ある団体があって、そこと県が連携するかどうかという議論に聞こえたが、ある時期までは育成する期間も必要であり、独立してもらう時期等も含めて、タイムスケジュール案も作成していただいて、そのうえで、それが妥当なのかどうか、もう少し手直しが必要なのか、という議論をしていけばよいのではないか。他の河川での事例は参考にはなるかもしれないが、武庫川という流域連携のイメージで、課題やテーマを整理すべきではないか。(委員)
- ・政策として、河川整備計画作成においては住民意見を取り入れること、と河川法 16 条にあるのだから、ギクシャクした関係ではいけない。(委員)
- ・県に積極的な姿勢がないのなら、勉強会は行わない。他河川の事例を参考に、武庫川では具体的に何をすべきかという課題整理をして原案を作成してもらいたい。(委員)

## 5 その他

岡田委員より、「意見書」(資料5)により、第90回、第91回運営委員会において、県から提示された既存ダムに関する諸容量等に対して、その統計処理方法等について、提案があり、遊水地に関する「意見書」(資料6)とともに、河川整備計画原案づくりの参考とするよう要請した。

- ・平成6年などの渇水対策として、武庫川流域の各市で、どのような給水制限を何日程度行ったかなどのデータを、今後示して欲しい。(委員)

## 6 次回運営委員会

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

- ・第94回運営委員会 1月19日(火)13:30~

### 第93回運営委員会配付資料

(既存ダムについて)

資料1 既存ダムの活用について

(武庫川峡谷環境調査について)

資料2 戦略的環境アセスメントについて

資料3 武庫川峡谷環境調査について

資料4 福知山線の沿革

(委員からの意見書等)

資料5 意見書(岡田委員)

資料6 意見書(伊藤委員)

資料7 意見書(田村委員)

(参考資料)

- 1 第92回運営委員会の協議状況